

ミッテラン政権下の富裕税：フランス社会の変革と 政策の矛盾

中西, 一

<https://doi.org/10.15017/3000093>

出版情報：経済論究. 90, pp.49-77, 1994-11-30. 九州大学大学院経済学会
バージョン：
権利関係：

ミッテラン政権下の富裕税

—フランス社会の変革と政策の矛盾—

中 西 一

目次

1. はじめに
2. フランスにおける資本課税の定義
3. フランス税制における富裕税の必要性
4. フランス富裕税の特徴と事業資産免税問題
5. 事業資産免税の背景
6. 自己金融優遇政策の功罪
7. 結び

1. はじめに

諸外国の税制改革論において資本所得課税の位置づけが問題となった80年代に、社会党政権下のフランスではやや異なった角度からの税制改革＝富裕税導入が行われた。欧州諸国の富裕税導入の時期は第一次世界大戦前後、所得税導入とほぼ同時期であったが、1982年に導入されたフランス富裕税は80年代という時代とともにフランス税制のあり方に特徴づけられている。本論文はミッテラン政権下の富裕税の特徴と問題点の検討をフランス財政の問題状況の検討を通じて行おうとするものである¹⁾。

注

- 1) フランス富裕税に関する文献には日本では篠原正博 [1992] がある。この研究に対してここでは特に富裕税を社会党政権の経済政策と、フランス特有の租税観、租税制度の特質のなかで評価することを目的としている。

2. フランスにおける資本課税の定義

フィジオクラートやワルラスなど、土地資本課税の主張者はフランスでは古くからいた。しかしあらゆる資本に対する総合的な課税についてはフランスではどのように考えられているだろうか？ それを検討する前に、ここではまずフランスにおける「資本（資産）」と「資本（資産）課税」の定義づけについて確認しておく。

課税対象としての「資本」または「資産」の定義について、フランスの財政学者 Henry Laufenburger は次のように述べている。本来経済学的には「資本」(capital) は生産手段や所得を生む生産的財の意味で、「資産」(fortune) は消費財を含む個人・法人の所有する総資産の意味で用いるべきであると¹⁾。しかしフランスの経済学者 Maurice Allais によれば、経済学上の「資本」はそのような狭い意味を持つのではない。単位期間にある量のサービスや財を生ずるあらゆる財が「資本」(capitaux) であり、これらの財やサービスが「所得」と考えられる。土地と収穫、住宅と収容、労働者と労働の関係である。それゆえ帰属所得は経済学的にも所得となる。資本は大別して三種類に分かれ、土地、人的資本（労働者と企業家）、動産（建築物・機械設備・耐久消費財その他）からなる。この「資本」(capitaux) をなんらかの単一の価値で評価するとき、個人・法人により保有された物的資本の総価値が「資本」(capital) と考えられる。²⁾ したがって「資本」と「資産」は同義であり、課税対象としてはこのように、所得税では課税することのできない、非貨幣的所得を生む不生産的資産を含んだ、広い「資本」または「資産」概念を想定すべきである³⁾。ただし人的資本は換金して納税することが不可能なので除外される。また非耐久消費財も消費税の課税対象として別個に取り扱われることになる。

次に資本課税とは何かが問題となる。例えばフランスの租税審議会報告 (Conseil des impôts [1986], 1^e Partie) では資本課税に属するものとして、富裕税・無償譲渡税（相続・贈与税）・有償譲渡税（資本取引税）・不動産付加価値税・証券取引税・固定資産税・キャピタルゲイン課税・乗用車税・テレビ

使用料・録音機税をあげている。このなかには所得税や消費税が含まれているという反論が予想される。しかしここにはフランスにおける資本課税のとらえ方が現れているように思われる。

そもそもすべての租税は常に直接的または間接的（消費・取引）にまず所得から支払われ、それでも不十分な場合に資本から支払われるのであり、通常の資本課税もその多くの場合所得から払われる。他方で所得に対して100%を越えない所得税も消費の水準によっては資産の取り崩しを要する。「真に重要なのは、租税を何に基づいて計算するかではなく、支払いに必要な額が徴収される源泉が何かである。」⁴⁾したがって資本課税は、何らかの意味で資本が課税標準に関して役立つ租税、と形式面をとられて定義するしかない。このような定義に従えば、課税対象の設定は所得税にも分類され得る資産移転税・資産増価税、間接税の領域に入れられる諸税を含むことになる。

このような資本課税の広い定義はその存在理由である労働に比較したときの資本の重課に関係があるものと思われる。その背景にあるのは「資産増価説」（包括的所得税論）と区別されるところの「源泉説」（分類所得税論）の考え方である。前者はフランスでは1930年代に議論となったもので「貸借対照表理論」とも呼ばれる。後者はフランスにおいて伝統的なもので「損益計算書理論」とも呼ばれる。これは企業の通常の管理（したかって周期的・規則的）による営業利潤（経費控除後の収入）のみを所得と認める立場である。

しかし同じ源泉でも資本は労働に比べより安定し継続的な源泉として現れる。ゆえに税率は労働所得・混合所得（自営業者・農業者の所得は労働と資本の結合）・資本所得の順に重くなければならない。このような考え方は今日でも「租税による公平」⁹⁾ 原則の二つの条件「累進性」と「差別性」のうち後者に含まれている。高額所得者になるほど資産所得の割合は高まるので、資産所得の差別的重課は累進化の単なる一手段と思われるかも知れない。しかしそうではなく、社会の選択に従って累進的であったり逆進的であったりする一般税制に対し、労働と資本に関して追加的な差別を行うことが重要なのである。例えば総合所得税（累進税）と併設された分類所得税（比例税）において、第二次大戦直後の場合、有価証券配当・債券利子の30%に対し労働所得は16%の税率

だった。

ただし、他方で源泉説の考え方に従えば、担税力の増大は源泉（資本と労働、または両者の結合）の維持にかかっているので、課税の前に源泉を維持・発展させる部分が控除されねばならない。ここから基礎控除や扶養家族控除が必要となり、また家計・企業の貯蓄は源泉強化の第1条件となる⁷⁾。

分類所得税的措置は、分類所得税が総合所得税に一本化されてからも、投資所得付加税、労働所得の最高税率の制限、労働所得に対する追加的控除などによっても同様に可能である。これらの措置を廃止するならばその代わりに富裕税を導入することが考えられる。1940年代のCGTの富裕税案は分類所得税の差別税率の廃止の見返りとして、70年代のイギリスの富裕税案も投資所得付加税の廃止に代わるものとして提案されていた（実施には至らなかった）。富裕税はフランスにおいて定義された広い資産課税の範囲の中のひとつの選択肢であるが、同時に分類所得税的措置のひとつの選択肢でもある。

以上から、富裕税とは、非貨幣的所得の把握や源泉に基づく差別の実現を通じて、フランスにおける租税正義（Justice Fiscale）である「租税の前の公平」・「租税による公平」を実現すべく、個人または法人の資産の保有を課税理由として、あらゆる資産の総計から負債を控除した純資産保有額に対して定期的に課税するものである。諸外国でも富裕税の効用は、整理すれば、水平的公平、垂直的公平、効率性、行政的便宜（クロスチェック機能）にあるといわれている⁸⁾。

注

- 1) Lanfenburger [1950] p54, Philip [1991] "Capital" (J. Grosclaude)
- 2) M. Allais, *Traité d'économie pure*, 1952, pp. 69-71. 後に見る源泉説は所得と資本の密接な関係を強調するものであり、このような理論経済学（あるいはその応用である公共経済学）に前提として生かされていることが分かる。
- 3) 非貨幣的所得とは、絵画・宝石等のもたらす心理的所得に限らず、資産保有によって得られる安心・機会・経済的権力など幅広いものである。
- 4) M. Frank "Analyse des impôts sur la fortune en Belgique" Institut International de Finances Publiques, *Impôts sur la fortune y inclus droits de succession/ Debt Management*, 1962. p126.
- 5) この原則はフランスでは「租税の前の公平」とともに垂直的・水平的公平とほぼ

対応する。R. Muzellec, *Finances Publiques*, 1984, P. 392.

- 6) Grosclaude [1976] p27.
 7) 以上 Laufenburger [1950] pp5-13, 54, そのほか Martinez [1977] pp. 834-869, Philip [1991] “Capital” (J, Grosclaude) pp254-262 も参照。しかし古典的源泉税は一方で資産の重課、他方で資産の軽課を主張する点で、矛盾した側面をもつように思われる。
 8) Sandford [1975] pp. 3-15 (Chap. 1).

3. フランス税制における富裕税の必要性

(1) フランス税制と資産課税の展開

フランスの税制は19世紀以来外形標準課税である「旧四税 (quatre vieilles)」(地租・事業税・人的動産税・戸窓税)と個別消費税によって成り立っていた。

しかしこの税制は、第一次大戦前後に改革された。すなわち一方では Caillaux の改革によって、イギリス型分類所得税 (比例税) とドイツ型総合所得税 (累進税) の折衷型である二重の所得税を成立させ、これを1959年まで続けていた¹⁾。フランスでは個人所得税の割合は低い (表 1)。また税率の累進度は高いが、家族指数制度 (課税所得を家族単位で割り税率を掛けてから家族単位を掛け直す) によって高額所得者ほど有利となる。

(表 1) 1975 年における各国の税体系 (GNP 比 (%))

	カナダ	フランス	ドイツ	イタリア	日本	イギリス	アメリカ
総収入	32.4	36.9	36.0	26.2	20.9	35.5	29.0
所得税	15.3	6.5	12.4	5.6	9.3	15.8	12.6
消費税	10.4	12.3	9.7	7.7	3.6	9.0	5.4
資産税	3.1	1.3	1.4	0.9	1.9	4.5	3.8

(出所) OCDE: Statistiques de recettes publiques des pays membres de l' OCDE.

他方で個別消費税の多くは第一次大戦頃から累積型売上税へと変わり、さらに戦間期に小売商人の反対から製造業者売上税の生産税へ移行した。戦後に生産税にインボイス方式の原形たる分割納付制度が導入された。これが消費型への転換を伴い、漸次卸売段階 (1954)、小売段階 (1968) に拡大され、今日の付加価値税に至っている。フランスの間接税比率が昔も今も高いことはよく知ら

れている。1971年の総税収に占める間接税の比率は、アメリカ (39%)、イギリス (54%)、日本 (55%)、ドイツ (61%) に対して、フランスとイタリアはそれぞれ73%と70%であった²⁾。

ところで資産課税はどうなっていたであろうか。富裕税導入以前の状況は、遺産相続税、70年代に導入されたキャピタルゲイン課税、旧四税の後継者である地方資産課税によって構成されていた。地方資産課税は賃貸料等を課税標準とする。その他資産取引に対する課税も資産課税の範疇に含められる。諸外国に比べ資産課税の比率は低く (表 1)、特にキャピタルゲイン課税・固定資産税・相続贈与税が低い (表 2)。

(表 2) 各国の各種資産課税 (1983) : 国民負担率における比率 (%)

	キャピタルゲイン	土地		富裕		譲渡		乗用車	全資本課税
		家計	企業	家計	企業	無償	有償		
アメリカ	2.01	3.98	5.64			0.93	0.07	0.73	13.36
イギリス	0.74	4.68	6.47			0.50	0.95	1.73	15.07
ドイツ		0.43	1.24	0.27	0.53	0.23	0.68	1.12	4.50
フランス	0.04	2.24	2.30	0.23		0.58	1.13	0.52	7.04

(出所) Conseil des impôts [1986]. p. 34.

以上のような展開を見せるフランス税制の問題点としては、第 1 に、高い間接税比率と低い所得税比率、資産課税比率の小ささから、1970年代末においてすでに所得と資産の不平等な分配状況が推測されていた。所得や資産の格差は統計上の基準によってさまざまな違いが生じることから国際比較は難しいが、まず所得格差に関しては諸外国に比べ最も格差が大きい。資産格差についてもアメリカに次いで最も不平等となっている (表 3)。

第 2 に、フランス税制のもうひとつの問題は資本所得、または農業・商工業・自由業所得に有利に働く、租税回避 (法律上の特別措置や法の抜け穴を利用したもの) と脱税 (違法行為) である。租税回避は所得の評価か免税・控除によって生じる。前者については、1972年には商工業所得の82%、非商業所得の77%、農業所得の99%がフォルフェ制度にしたがった。その他諸経費の控除は過大な場合が多い。例えばパリ地域と地方の 4 県の納税者を標本抽出したもののによれば建築地の経費は51.8%、非建築地 (農地) は84.2%も算入されてい

(表3) 所得と資産の下位十分位所有比率 (%)

所得	基準年	1	2	資産	1	2	3	4	5	1—5
フランス	1970	1.4	2.9	1975					2.0	3.5
イギリス	1973	2.5	3.8	1971						9.8
オーストラリア	1966—67	2.1	4.5	1966—67	0.2	1.1	3.6	6.3	7.8	19.0
カナダ	1969	1.5	3.5	1970	0.0	0.2	0.6	1.4	3.2	5.4
日本	1969	3.0	4.9	1972	0.5	1.4	2.1	2.9	3.8	10.7
アメリカ	1972	1.5	3.0	1973						1.8

(出所) 所得: OECD, *Economic Outlook, Occasional Studies*, July 1976, p. 14, table 4.
 資産: *Review of income & wealth*, 22(1)1976 p.91 (Canada & Australia), 29
 (1)1983 p. 35 (U. S.), Bobe & Llau [1978] p. 62 (France & U. K.), 高山憲之
 「不平等の経済分析」(1980) p. 47 (日本). ただしアメリカと日本に関しては実
 物資産。

る。後者に関しては資本所得に顕著である。フランスの場合労働所得の軽課の
 思想は存在するが(例えば現在でも職業上の経費控除(見積で10%)の後の一
 律20%の控除が賃金・年金収入に対し行われる), 経済活動への配慮から資本
 所得の減免が行われてきた。特定貯蓄の免税, 源泉分離課税, 税額控除, 税制優
 遇措置により1975年には総税収の約2% (113.3億F) の租税支出が行われていた。

また脱税は総税収の15%~25%, すなわち500~800億F (1976年) と見積も
 られる。しかしそれ以上に「脱税の前の不平等」が問題である。1971年度の計
 算によれば非金融業企業全体では売上高の1.8%・経常利益の24%が脱税され
 たが, 個人企業については売上高の7.7%・経常利益の54.7%が脱税された³⁾。

注

- 1) イギリスでも1973年まで二重の所得税を続けていた。分類所得税的要素の濃い投
 資所得付加税は1984年まで存続した。
- 2) Tournier [1985] P55.
- 3) Bobe & Llau [1978] pp. 104-107. 第二次大戦までのフランス税制については森
 恒夫 [1967], 戦後フランス税制についてはNizet [1991] を参照。要約的なのは
 Tournier [1985]. 以上フランス税制の特徴としては, 分類所得税的特徴と同時に,
 ①消費課税の近代化 ②家族政策等によって課税標準の狭まった所得税 ③農業・
 商工業所得・資本所得の政策的軽課があげられる。しかしその手法は一貫して資本
 (人的資本を含む) の発展に必要な部分を控除するというものであることが分かる。

(2) 富裕税案の展開

a) 富裕税法案

フランスの富裕税は上記の所得・資産分配の不平等、資産所得と事業所得に有利な脱税・租税回避を含むフランス税制に対して、80年代より以前から提案されてきた。そもそも19世紀末の所得税導入論にあたって資本課税は代替的・補完的に採り上げられていた¹⁾。本格的な純資産税案はまず第一次大戦前後の時期の所得税導入者 Caillaux 自身により提案された富裕税案（最高税率0.25%の累退税）がある。その後は戦後の資本課徴「国民連帯税」が施行されていた時代の CGT（労働総同盟）案（比例税率0.5%）と FO（労働総同盟・労働者の力派）案（比例税率1%）があった。両案とも資産所得と事業所得の把握を目的のひとつとした。1954年には付加価値税導入に対抗するための社会党員 Leenhardt による「資産統計税」案があった。税率0.5%の比例税で課税最低限の3/5を越えるならば申告義務が発生するというものだった。

70年代においては従来の水平的公平を目指すものと垂直的公平を目指すものが交錯する。F. Mitterrand は71年 Epinay 会議で弱体化していた社会党を再編しかつ共産党と共同戦線をとることを決め、72年に共産党との合意に至る。そのころ共産党は「大企業・大資産税」という各種の免税を伴う累進税を主張していた。社会党の案は「資産統計税」を採用した。共同綱領では企業資産と大資産に対する低率の累進税として方向づけられ、その後左翼の側からたびたび法案として提出されるようになる。また76年のキャピタルゲイン課税導入問題をめぐり、その代替案として富裕税が検討された²⁾。Pierre Uri の富裕税論においては、資本増加額だけ所得税課税所得から控除することを認めるという方法で、評価の困難な種類の資産（芸術作品や匿名株式）の申告を助長する対策が考えられていた。

石油危機以後の低成長を背景に、76～77年は最も多く富裕税案が出されたがその中には資本主義の活性化を目指す保守政党による案も含まれていた。保守政党は富裕税賛成者によって分裂の危機に瀕した³⁾。

このような議論の高まりを無視できずパール政権は富裕税を検討する報告書（Rapport de la Commission d' Etude d' un prélèvement sur les for-

tunes. 1979. 1.12) を提出した。しかし報告書は、既存の地方資産課税との重複を、前提とし、かつ理由として、富裕税案には否定的であった。クロスチェック機能については既存の税制からの情報で十分であり、足りないのは租税当局の人員であるとした。最後に相続税に対する反感の強いフランスの世論を熟知しながら、富裕税よりも相続税の強化を求めている⁴⁾⁵⁾。パール政権の政治姿勢を反映し、富裕税及び資産課税改革の回避を正当化するにすぎないこの報告書に対しては、反感も強かった⁶⁾。

b) 経済学者の富裕税案

G. Gilbert は最近の税制改革を扱う文献としてアメリカの Pechman, イギリスの Kay & King, カナダの Boadway & Kitchen の著作⁷⁾とともにフランスの Allais [1977] と Bobe & Llau [1978] をあげている。ここでは1970年代末のフランスにおける富裕税を提唱する二つの見解を取り上げる。

① Maurice Allais の議論

Allais [1977] は以上のような論理で個人と法人に課される富裕税を正当化する。一般に利潤は完全競争ではゼロとなるが、技術進歩・経済発展の際短期的に正となる。したがってこのような利潤の存在は経済成長の源泉となるが、利潤に応じて課税する法人税・所得税は経済成長に否定的な影響を及ぼす。これに対し所得に対する一括税 (Lump-sum Tax) の性格を持つ個人・法人に対する純資産課税は他企業に比較しての特別利潤に対し中立的であり、それどころか収益率の低い資産を排除し効率的資産運用を進めると見なす。その一方で土地と同様に再生産可能な資本も税引き利子の減少に対して供給量が固定的であり、課税によって供給量が大きく減少することはない。なぜならアレは資本供給が利子ではなく、専ら相続や将来への留保、所有のもたらす経済的権力、キャピタルゲイン等の要因に左右されると考えているからである。さらに地代と同様に再生産可能な資本のもたらすレントには正統性がないと主張する。利子率ゼロでも一定の資本は供給され、そこからの限界の資本供給に対してそれぞれ機会費用としての利子率が要求される。これが資本供給による心理的犠牲

を表わす。それゆえ収入からこの心理的犠牲を示す部分を除いた部分は「実効要素サービス (Service Effectivement Rendu)」に対応しない正統性のない所得と見なされる。ただし資本に対する請求権 (証券・債権) は資本が企業段階で課税されるので二重課税と見なされ免税となる。利子率の半分の 2% の比例税を導入し、他の資産課税はすべて廃止される⁸⁾。

② Bobe & Llau の議論

Bobe & Llau [1978] は現代フランス税制について逆進的税制であるがゆえに自動安定化機能が欠けていること、付加価値税は所得税に比べ統一的であり、限界的調整が政治的により大きな抵抗を招き困難であることなどから、安定化機能は限定的なものであると否定的に評価する。その反面、経済成長や資源配分の改善、産業化、投資促進に対するフランス税制の効果は、付加価値税の普及とその消費型 (=投資控除) への転換、法人税に対するさまざまな扱い (定率法・特別減価償却・投資税額控除ほか) などにより、資本と労働のコストのうち前者を有利にするため、大きいと評価する。以上の政策に中期 5 か年計画「プラン」は大きな指導力を発揮してきたことを指摘する。

他方公平に関しては逆進的税制・貯蓄優遇など資源配分優先・脱税・租税回避などから「租税の前の平等」も「租税による平等」も満たされず「租税による不平等」さえ生じていることが指摘される。特に彼らは既に述べた資産課税比率の低さと資産格差が国際的にも高いことに注目し富裕税の導入を主張する。

富裕税はまず公平の原則を満たす。その理由は第 1 に資産も担税力に含まれるからである。彼らの定式に従うと、所得のみを担税力とするならば、これを消費 (Ct) と資産 (Pt) で表せば $(P_1 - P_0 + C_1)$ となるが、本来の担税力は $(Pt + Ct)$ となるべきである。第 2 にクロスチェック機能などにより所得税の脱税と租税回避を防ぐ。次に労働意欲、資産の効率的管理の観点から効率の原則も満たすとする。

彼らの提案によれば、公平と効率の二つの原則を満たすためにあるべき富裕税は、家計の所有する純資産に対する一般税であり、低率の比例税率か緩やか

な累進税率で(0.5~2%)実施される。申告制(フランスでは原則である)を前提とするので、富裕税との係わりで相互に脱税を抑制させる働きを持つために、キャピタルゲイン課税や、相続・贈与税は併存される。すなわち、安く買って高く売りそのキャピタルゲインを不正申告することは売却時より購入時の方が容易だが、これは富裕税のための過少申告と矛盾するものである。正確な申告は相続・贈与税にも生かされよう。しかしその他の資産課税は、所得税の労働所得に対する追加的控除を含めて、廃止される。また所得税の貯蓄優遇措置は残すこととするが、これは富裕税とあいまって非資産所有者の貯蓄を助長し資産の再分配にも寄与すると考えられた⁹⁾。

注

- 1) 森 恒夫 [1961]. pp. 191-192.
- 2) P. Uri, *Journal Officiel, Avis et Rapports du Conseil Economique et Social*, 29 janvier 1976. pp. 139-140. 彼の案は包括的所得税と支出税の両方の問題点を念頭においたもので、特に非貨幣的所得の問題を重視している。Uri [1981]. pp. 207-223.
- 3) 大蔵省調査月報71(3)。「フランスの1982年度予算(案)の概要」1982. p. 46.
- 4) 大蔵省調査月報68(9)「フランスにおける「富裕税創設検討委員会」報告」1986. pp. 61-74.
- 5) 以上フランスにおける富裕税案の展開については Grosclaude [1976], Hay [1986] を参照。
- 6) Jean-Phillippe Delsol, *Diminuer l'impôt par une nouvelle fiscalité*, 1986, pp. 103-106.
- 7) G. Gilbert "Economie de la réforme fiscale et systèmes fiscaux comparés: une revue de la littérature" *Revue Economique*, 4, juillet, 1982. pp. 750-769. これらの著作は J. A. Pechman, *Federal tax policy*, 1977. J. A. Kay & M. A. King, *The British tax system*, 1980. R. W. Boadway & Kitchen, *Canadian tax policy*, 1980.
- 8) Allais [1977]. pp. 61-70. pp. 102-109. pp. 114-117.
- 9) Bobe & Llau [1978] pp. 55-74. 労働所得控除と富裕税は分類所得的観点からは代替的である。

(3) フランス富裕税論の特徴

フランスの富裕税論は概して垂直的公平の観点より、水平的公平、行政的便

宜、効率性の観点からなされている。ただし水平的公平というのは資産の労働に対する異質性を前提としたものであり、これはフランス税制全体の構成から見てごく自然なことである。また水平的公平は所得税が課税できない非貨幣的所得をとらえなければ十分ではない。フランスは自己申告を原則としており、かつ資産所得を十分把握できるような納税者番号制は存在しないので、そのなかで富裕税によりキャピタルゲイン課税等の面でクロスチェック機能を図ることは、次善の策として意味がある。さらにキャピタルゲイン課税・相続税と重複する場合や、資産増加額を所得税から控除する場合は、正確な申告へのインセンティブを高める効果がある。また以上により税制における行政の便宜が高まるならば、それは資産所得と自営業、農業所得の把握を改善し、作用において水平的公平の実現と等価である。従って富裕税は労働所得に対する資産所得や商工業所得の税負担軽減の阻止による「租税の前の平等」の実現を目的とする。

効率性に関して通常議論されるのは次の点である。富裕税は所得税と比べて労働意欲を阻害しない。労働から蓄積される貯蓄に対する抑制効果も所得税ほど直接的ではない。富裕税は低収益、あるいは無収益の資産の維持を困難にすることで資産の生産的転用を助長する。単にキャピタルゲインの実現のみを目的とする保有は困難になる。しかし危険負担に関しては富裕税は不完全な所得税よりはまさるが、完全な損失相殺が行われる包括的所得税よりは劣る。以上の点は諸外国でもフランスでも議論されていることだが¹⁾、前節の①で見たアレのように経済発展要因を導入するのは他に例を見ない。

注

- 1) Sandford [1975] Chap. 1. Babeau [1987].

4. フランス富裕税の特徴と事業資産免税問題

ミッテランが1981年5月10日に大統領選挙で勝利して以来、社共共同綱領に掲げられていた富裕税導入が現実化する。その結果富裕税は“*Impôt sur les*

grandes fortunes”として1982年度予算法において立法化された。

1986年の選挙での保守党側の勝利によって1987年1月1日から富裕税は廃止されることになった。1988年の選挙で再びミッテランが勝利すると、富裕税は1988年7月13日の閣議で法案となり、1989年度予算法18項において連帯資産税 (Impôt de solidarité sur la fortune) の名で再導入される。社会復帰最低所得制度 (Revenu Minimum d'Insertion) 導入のための目的税であった。連帯資産税と富裕税は税率・シーリング等における若干の相違を除けば大きな違いはない¹⁾。

注

- 1) フランス富裕税の制度的特徴については篠原正博 [1992], Conseil des impôts [1986] pp. 101-139, Nizet [1991] を参照。連帯資産税については Bacrot, Bravard & Noémie [1989].

(1) フランス富裕税の特徴

① 課税対象と税率

納税義務者はドイツと異なり、法人は除外され個人にのみ課税される。税率と刻みは表4のように推移した。また諸外国と比較して、フランス富裕税の特徴のひとつは課税最低限を高く設定し、これを越える資産に高い税率を適用する点にある(表5)。このような高い課税最低限は富裕税の一つの利点であるクロスチェック機能を低下させるだろう。

また1989年に再導入された際はスウェーデンなどと同様のシーリング規定が導入された。しかし1991年予算法では可処分所得に対する70%のシーリングが85%にまで引き上げられた。

匿名で保有される有価証券は富裕税の個人の課税標準に合算することはできない。このような有価証券等に対しては富裕税の最高税率で毎年源泉分離課税が行われている。この措置は富裕税廃止後も再導入後も存続している。両税を合わせた税収は以下のように推移している(表6)。

(表4) 税率と刻み

(税率)	(%)					
1982—83	0	0.5	1	1.5	/	
1984	0	0.5	1	1.5	2	
1985—	0	0.54	1.08	1.62	2.16	
(刻み)	(百万 F)					
1982	-3.0	-5.0	-10.0	10.0-	/	
1983	-3.2	-5.3	-10.6	10.6-	/	
1984	-3.4	-5.6	-11.2	11.2-	/	
1985	-3.5	-5.8	-11.5	-20.0	20.0-	
1986	-3.6	-6.0	-11.9	-20.6	20.6-	
(税率)	(%)					
1989	0	0.5	0.7	0.9	1.1	/
1990—	0	0.5	0.7	0.9	1.2	1.5
(刻み)	(百万 F)					
1989	-4.0	-6.0	-12.9	-20.0	20.0-	/
1990	-4.13	-6.71	-13.32	-20.66	-40.0	40.0-
1991	-4.26	-6.92	-13.74	-21.32	-41.28	41.28-
1992—93	-4.39	-7.13	-14.15	-21.96	-42.52	42.52-
1994	-4.47	-7.27	-14.42	-22.38	-43.33	43.33-

(出所) Nizet [1990] 及び毎年の loi de Finances

(表5) 各国の税率と課税最低限

	(%)	(千 F)
オーストリア	1.0	256
デンマーク	2.2	1,000
スペイン	0.2 -2.0	550
フィンランド	0.8 -1.7	420
フランス	0.54 -2.16	3,500
ルクセンブルク	0.5	60
ノルウェー	0.3 -1.4	137.5
オランダ	0.8	310.5
ドイツ	0.5	840
スウェーデン	1.5 -3.0	400

(出所) Conseil des impôts [1986]

(表6) 富裕税収入の推移 (10 億 F) とその GDP 比 (%)

	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991
税 収	5.27	4.87	5.01	5.5	5.9	1.9	1.7	6.21	8.13	8.47
GDP 比	0.11	0.10	0.1	0.12	0.117	0.036	0.03	0.100	0.125	0.126

(出所) Conseil des impôts [1986], Nizet [1991], INSEE [1992]. Annuaire Statistique de la Direction Générale des impôts, 1990, 1991. より作製

② 資産価値の評価と免税

評価は毎年時価で行うのが原則だが、現実には納税者が申告し、行政が事後的に管理する。評価は原則的には諸外国の中で最も厳密(すなわち最も例外が少ない)である。この点クロスチェック機能や水平的公平に資する。これに対し「ゲルマン法の諸国」(ドイツ・オーストリア・ルクセンブルク)は3年毎の行政的評価に依存している。しかしフランスの場合申告納税なので正直な申告が行われているかどうかは疑わしい。ただ重要なのは、のちに事業資産・農業資産の免税問題を検討するが、多くの国々では評価の点で実質的な軽減が行わ

れているということである。というのは、評価方法が以下の2種類からなるからである。個人企業は営業価値（資産の売却価格ではなく、企業が現在の営業を行ったままの状態での企業の価値）で評価されるか、個別の資産の価値を合計する形で評価される。前者は営業権が課税される国々で行われる。営業権とは本来将来収益の資本化価値で評価されるべき企業の価値（営業価値）が個別資産価値の総計を上回るときその差額をいう。後者は営業権が課税されない国々で行われる。この場合実際の市場価値と比べ過小価値となり、ドイツではほぼ40%と評価されている。

諸外国の富裕税にも免税項目は多いが、この点ではフランスも例外ではない。これらは大まかにいって ①非居住者の金融投資 ②退職年金関連の免税 ③芸術作品・古美術・蒐集物関連の免税 ④事業資産や農林業資産関連の免税に分類される。たしかに多くの免税項目はフランス固有のものではない。特に諸外国に見られる不動産に対する減免税は行われない。しかし免税項目の存在は、富裕税の効果が、同じ資産価値を持つのに収益率が低かったり所得を生まないような資産を保有することによって所得税負担が軽減されるといった所得処分を避け、また資産の生産的利用を促進する点にあることを考慮すれば問題となる。また富裕税による水平的公平原則の実現は本来ならば資産が生じる心理的所得（絵画・宝石による実物的側面に限らず、安心・機会・経済的権力など幅広いもの）にも課税するものであるはずである。

(2) 事業資産免税の諸問題

a) 事業資産

フランスは富裕税導入国の中で唯一公然と事業資産を免税としている。まず、1982年度予算法第3項・第6項では、200万F未満の事業資産が免税となっていた。200万F超の場合も課税最低限は300万から500万に引き上げられていた。それに応じて刻みも200万づつ引き上げられる（1983年度の課税最低限は540万F）。しかし結局課税最低限を越える事業資産に対しても課税は一切なされなかった。なぜなら1982年度予算法第9項で事業資産に属する税の支払いは1985年6月15日にまで延期され、1984年度予算法第19項IVで「近代化と産業刷

新の緊急の必要性を考慮して」事業資産は富裕税の課税標準から除外されたからである。この免税は1984年の資産だけでなく1982・83年の資産にさかのぼって有効とされた。これにより全ての個人企業、数名により分割所有される中小法人、巨大法人を支配する家族集団が完全に免税となる。

1982年度予算法によれば、事業資産とは、所有者またはその配偶者によってその主要な職業に従事する時に利用されている資産である。事業活動は資産の所有者自身によって行われなければならない。賃貸されている資産や第三者に利用されている資産は、賃貸それ自体が事業である場合をのぞき、除外される。そのような例としては後に述べる賃貸農業資産がある。

また個人企業だけでなく、事業資産の定義の本質からいくつかの企業持ち分が免税となっている。例えば株式会社の株式の場合、本人によって直接保有されるかまたは配偶者、内縁者、尊属卑属、兄弟姉妹を通じて保有された企業の25%以上の資本で保有者が企業において実質的に指揮・業務執行・管理の機能を行う場合、その株式は免税となる。また有限会社等にも免税規定がある。

このような規定の背景にはフランスの大企業は半数近くが同族支配の企業であるという事実がある(表7)。さらに同族の持株比率が圧倒的に高いことがもうひとつの特徴であり(表8)、50%以上の持株を維持しようとする傾向がある。ここから増資を嫌う傾向が推測される¹⁾。

以上の定義では第1に25%の規定、第2に経営管理機能の定義が問題となる。

(1) 25%基準

(表7) 日本とフランスの同族支配比率

	フランス	日本
同 族	50.0	10.7
専門経営者	17.5	79.7
国 家	4.0	1.6
外国資本	28.0	8.0
そ の 他	0.5	0
計	100.0	100.0

(表8) 表7の同族企業の持株比率

持株比率	フランス	日本
+91%	4.0	0.7
90—51%	11.0	0.7
50—31%	14.5	1.3
30—21%	7.5	1.3
20—11%	8.0	3.3
10—3%	5.0	3.3
計	50.0	10.6

(出所) 吉森 賢 [1984] p. 144.

25%の設定は労働用具と金融投資とを区別するためのものである。しかし例えば四人で設立した若くて健康的な企業の資本開示にあたって、外部から資本を入れると25%が達成できなくなるので、資本の拡大に抑制的になる恐れがある。また前節で触れた非居住者の金融投資の免税規定は10%を越えると支配的株式と見なされ認められない。なぜなら海外投資家のフランスへの金融投資の助長はフランス企業の支配に関わらない限り正当化されるからである。しかしこの二つの規定の重複は事業資産規定から、10%を越えて免税でなくなった資産が25%を越えるとまた免税となるという奇妙な現象を引き起こす。

(2) 指揮・業務執行・管理機能

25%の持ち分は指揮・業務執行・管理機能を事実上行っているものの所有でなければならない。教書(1982年5月19日 n°88)の定義では明確にどの役職までかを規定している²⁾。

すなわち経営管理機能を行う者として会長・副会長・社長・副社長・臨時代表取締役・二層制度の執行役員が該当する。取締役会と監査役会は指揮・業務執行・管理機能と見なされないが、前者については企業で高い責任を負う場合、例えば事務局長・管理部長・財務部長の機能を実質的に果たす場合はこれを果たすと認められる。しかしこの規定は解釈の違いを生み、裁判所と行政の間で、経営管理機能の証明、取締役会への参加と報酬の必要性をめぐる争いがあった。

フランスは日本のように事業部制によってではなく、持株会社によって子会社を支配するのが普通である³⁾。企業支配に対する規定については、本来資産保有を目的とする企業の持ち分は事業資産とはみなされないが、親会社が子会社に指導的役割を果たしていると判断された場合、親会社を通じた子会社の持ち分保有に事業資産資格が生じることになった。例えばX氏が持株会社の40%の株式を所有し、親会社Hに50%保有されている子会社Fの株式も10%保有している場合、XはFの資本を30%保有していると見なされる(30% = 50% × 40% + 10%)。しかしこの「指導的持株会社」(holding-animatrice)の概念は曖昧で多くの議論を呼んだ。

b) 事業資産免税に類する免税

事業資産は個人企業や法人の株式だけではなく、農林業にも認められる。森林と森林組合持ち分については1/4の価値までしか課税されない。長期賃貸農業資産と農業土地組合持ち分については、賃借者が賃借者の近親の一人、つまり配偶者・尊属・卑属・兄弟姉妹であり、主要な職業として農業資産を利用しているときに事業資産資格が与えられ免税となる。また1984年からは上の条件のひとつが満たされない場合でも、つまり近親に貸し付けられないか、主要な職業の枠組みで利用していない場合でも、50万Fまでは3/4、それ以上は1/2が免税となる。

c) 事業資産免税の諸問題

事業資産が免税されず課税が延期されていたにすぎない1982・1983年のデータから事業資産の規模を知ることができる。1982年と1983年の事業資産申告の割合は申告者数で21.8%と16.7%、課税標準の金額で16.8%と15.1%である。事業資産に関する租税支出の富裕税総税収に対する割合はそれぞれ18.2%と18.5%となる。課税標準における事業資産の比率は、600万F以下の所有者では11.2%だが、3,000万F以上の所有者では30.6%になる⁴⁾。資産の種類では証券等が多い(1982年で課税標準の61.6%)が、それ以外は自営業や農業の資産に代表されている。前者は大規模資産層に多く、後者は中小規模の資産層に多い。以上により事業資産の免税は水平的公平も垂直的公平も満たさないことがわかる。

注

1) 吉森 賢 [1984] pp142-145.

2) その規定についてはフランスの株式会社の構造についての知識が前提となる。伝統的な単層組織において最高権限を有するのは取締役会であるが、実態は形式化しており会長兼社長 (P.-D. G. Président-Directeur Général) が全権を握る (会長は社長を、副会長も副社長を兼ねるのが普通であるが、例外もある)。会長・副会長以外は同一会社での就業を禁止されており、例外は認められているがほとんどが外部取締役員からなる。また取締役は会社の株式を所有しなければならず、所有株式数は定款に規定され、譲渡性のない記名株でなければならない。従ってほとんど株主の集まりとなる。実質的な経営上の決定は最高経営責任者会または経営委員会と呼

ばれる場でなされる。これは社長・副社長・主要部門部長からなる。ドイツから取り入れた二層制度はあまり普及していないが、監査役会が執行役会の役員を選びこれを監査する。吉森 賢 [1984] pp. 200-208.

3) 吉森 賢 [1984] pp. 175-176.

4) Babeau [1987] p. 326. 租税支出については Conseil des Impôts [1986]. 富裕税収でこれを割り比率を算出。すなわち 683,310,511F/3,755,570,000 F (1982) と 724,956,379F/3,915,630,000F (1983) である。

5. 事業資産免税の背景

(1) ミッテラン政権の経済政策の転換と事業資産免税の決定過程¹⁾

フランス富裕税は事業資産免税によりその当初期待された効果を発揮せずに終わっている。しかしなぜ事業資産は免税とされねばならなかったのか。ひとつの可能性は社会党政権が当初再分配目的の富裕税を実施したが、経済政策の転換から事業資産を免税にしたという仮説である。以下、これを検討しよう。

ミッテラン政権は当初社会党政権として国有化政策とともに、内需拡大を社会的再分配を通じて行う租税政策を志向した。

しかし政権担当の1年後からすでに成長率の停滞と同時に生じたインフレーションと貿易赤字の累積に苦しむようになる。ここからミッテラン政権は需要抑制策に転じ、これ以後行われた増税はこの観点から行われるようになる。また投資は思ったほど伸びず、投資活性化のために貯蓄優遇措置がとられた。しかし、それ以上に投資需要の停滞は企業利潤の停滞にあるという認識が広がり、それ以前の企業に租税負担を求める態度は変更されるようになる。結局1986年までの税制は企業に対しては「連帯」のための措置（金融機関や石油企業の特別利潤課税や企業の一般経費課税）よりも優遇措置（85年の事業税の10%減税や法人税の研究費税額控除・定率法初年度特別償却（83・84年度）・欠損繰り戻し（85・86年度（少なくとも減価償却に等しい純投資が条件）・留保利潤税率50→45%（86年度）その他）の方が圧倒的となった。したがって1983年中に決定される1984年度予算法成立における事業資産免税の決定過程もこのミッテラン政権の方針転換の観点から評価されなければならない。実際このような政策転換の過程は「フランス版バートゴードスベルク大会」ともいわれ、

レーガン政権のサプライサイド政策が実は需要拡大政策にすぎなかったのに対して、皮肉にもフランスの社会党政権のもとでサプライサイド政策が実施されたと評される²⁾。緊縮政策はバール政権下で行われたが不徹底であり、社会党政権の下で社会的コンセンサスを通じて実現したというのである³⁾。

その後も一貫して企業負担の軽減策がとられた。RPR（共和国連合）のBalladurは法人税の分配利潤税率も45%（1986年7月8日法）とし、さらに42%（88年）にまで下げた。社会党のBérégovoyもこの流れに従い、留保利潤に関しては39%（1989）、37%（1990）、34%（1991）と下げていった（現在は33_{1/3}）⁴⁾。

しかしこのようなミッテラン政権の方針転換はあくまで1984年予算法の措置を説明するものでしかない。1982年の段階での課税がもし本当に実施されていた場合、引き上げられた課税最低限500万Fを越えた事業資産に関しても、次のような付加的規定が適用されるはずであった。1982年予算法第7項によると、当該課税年度の前の年に実現された純投資額（粗投資—減価償却）は、事業資産扱いの税額から、同年の自己資本の増加額分だけ、控除することができた。さらに控除されない税額が4年間繰延べられることはすでに見たとおりである。事業資産の25%規定を満たした上で、法人に関しては投資が減価償却を超過した額のうち、納税義務者とその配偶者・未成年者が有する出資割合に応じた部分しか事業資産の免税規定が適用されない。この点は1982年度予算法案⁵⁾の中で具体例を通じて説明されている（数値例を多少修正）。

1982年度は300万Fまで免税、300万～500万Fは税率0.5%、500万～1,000万Fまでは税率1%、それ以上は1.5%が適用されていたが、事業資産の場合はそれぞれの刻みを200万Fずつ繰り上げて課税される予定であった。納税者一人が50%所有する企業で、その資産総額が5,000万Fである場合。この他彼には1,000万Fの私有財産があるとしよう。総額3,500万Fの財産に対して、まず500万Fの控除が適用されるので、課税対象額は3,000万Fになる。税額控除前の税額は40万5,000Fになる（通常1,000万Fまでの税額は6万Fなのであとの34万5,000Fが事業資産扱いの税額とみなされる）。企業が機械及び不動産に150万Fの投資を行い75万Fの減価償却をすると投資の減価償却超過額は75万Fとなる。控除税額は50%を掛けて37万5,000Fとなる（もし自己資本に90%しか組

み入れられなければ33万7500Fとなる)。税額控除額が事業資産に関する納税額を上回るためそれ以外の6万Fだけを払えばよい(自己資本90%組み入れの場合6万7,500F)。

したがってここで見て取れるのは第1にすでに事業資産に対しては免税を行わないとしても納付税額の算定上、実質的に優遇されていることである。第2にここで貫かれている原則は、再投資された自己資本は租税から控除されるというものであることが確認できる。

注

- 1) ミッテラン政権の経済政策に関しては葉山滉 [1991], 80年代前半のフランス税制に関してはNizet [1991] を参照。
- 2) Fontaneau & Muet [1990] p. 247, 277, 302.
- 3) 葉山 滉 [1991] pp. 206-207, 274-275.
- 4) また中小企業に対しては前払法人税の軽減, 増資に対する税額控除 [1992-93], 不動産キャピタルゲインの再投資時の免税などの措置がとられた。INSEE [1992], p. 121.
- 5) 「フランスの1982年度予算(案)の概要」大蔵省調査月報71(3) 1982. p. 51.

(2) フランス経済政策における富裕税の位置づけ—自己金融政策

事業資産を免税とした背景となる論理は70年代以前から継続的に追及されてきた可能性がある。Bobe & Llau が強調するように、フランスの5か年計画「プラン」はフランス税制に対し資源配分・成長・投資促進などの観点から提案を続けてきた。この「プラン」にはフランスの経済政策の基本的姿勢が特徴づけられているが、そのうち投資促進政策には次のような特徴がある。

例えば「フランスの第8次5か年計画」¹⁾ によれば企業の投資は負債または自己金融によって行われるが、後者の増大は外部の資金に対する依存を避けることにより不確実性を避け、技術革新や冒険的事業に乗り出す能力を高めると考えている。自己金融を高める確実な方法はないが、付加価値の分配率の見直し(80年代の所得政策・利潤分配率拡大政策実現を示唆する)がこれに対して大きな貢献をすることを示唆している。また同様に企業の負債の増加が危険を冒す技術革新行動を阻んでいることを指摘した後、現在の信用供与慣行が、歴

史が古く規模の大きい企業に比べて、まだ若くて規模が小さく急成長している企業にとっては不利な場合が多いことを指摘している。「プラン」における自己金融の助長の主張は少なくとも第5次計画（1966—1970年）にまでさかのぼるもので、1982～1983年の暫定経済計画（前政権の策定した第8次計画（1981—1985年）は途中で軌道修正された）にも明示されている²⁾。

実際フランスは日本とともに自己金融比率は継続的に低かった。この両国は企業の資金調達方法によって「負債経済」（資金調達が専ら銀行預金による）に分類でき、イギリス、アメリカなどの「資本市場経済」（資金調達が専ら資本市場による）とは対称的であった（表9）。フランスや日本の経済は金融引締め（表9）GDP比で見た自己金融（%）（投資に対する資金需要割合が小さいほど大きい）

	アメリカ		日 本		ド イ ツ		フランス	
	投資	資金需要	投資	資金需要	投資	資金需要	投資	資金需要
1977—80	9.6	-1.9	14.7	-4.9	11.3	-2.0	9.8	-4.2
1981—83	9.2	-0.9	15.1	-5.3	11.2	-1.6	9.3	-3.8
1984—86	9.0	-0.6	15.3	-5.0	11.1	-0.8	8.7	-1.6

（出所） Saint-Etienne [1991] p. 147.

リスクが大きいので利率の操作より信用規制に依存する傾向があると同時に、過剰流動性・過剰投資の傾向を持つ。そこで両国とも税制では自己資本を充実するような刺激を与えることが目標とされてきた。負債の抑制であれば「自己資本」の充実（新株発行を含む）で十分と思われるがフランスにおける支配的株主の性向等からフランスでは新株発行は盛んではなかった⁵⁾。

このように助長されるべき自己金融とはフランス会計制度上の概念でいえば自己金融力から株主への分配を控除したもものとして定義される。自己金融力とは営業粗余剰から特別給付（労働者）・租税（政府）・利子（債権者）を控除した部分、すなわち減価償却（企業）・分配（株主）・未分配利潤（企業）である⁴⁾。フランス国民所得会計における自己金融率とは企業粗貯蓄（「営業粗余剰」から収益にかかわる税金・金利・配当を差し引いたもの）を設備投資で割ったものである⁵⁾。

自己金融の増大は信用制限の時期と利潤の限界的低下の時期において企業の

生存を保障する力を高める。また中小企業にとっては自己金融は長期金融のための唯一の手段である。大企業にとってもリスク対応の観点から自己金融は意味がある。しかし株主の利害は分裂する。というのは、泡沫株主は分配を好むが、他方、支配的株主はしばしば経営管理機能を営むこともあり、経営機構の柔軟性を求めて自己金融を選好する傾向にある。

しかし他面でもし金融市場が本来の役割を果たすならば、自己金融は資本の移動を妨げその隠れた資本コストが無視される傾向を生む。それゆえ自己金融は効率的に資源を配分せず、特に企業行動が利潤最大化でなく売上高最大化による場合は、企業家はより低い収益率で我慢する傾向がある。

しかしこのような見解はフランスでは金融機関の肩を持ちすぎると見なされ得る。金融制度全体が規制的体系にあるフランスでは1974年には企業の金融的費用は実現利潤の2倍に近かった⁶⁾。加えて第7次計画では「国内需要に刺激を与えず企業の借入依存過多を回避する方向での信用創造管理が必要である。」⁷⁾とされているので、企業の自己金融は国民経済の貨幣供給量管理に直結すると見なされている。実際フランスでは70年代以降金融政策の重点は貨幣供給量管理にあり、信用規制が金融政策の手段の中心だった⁸⁾。

特に法人税は計算上負債の利子が控除されるので企業の資金調達方法に非中立的效果を及ぼすといわれる。この効果を相殺するために自己金融優遇政策がしばしば正当化される。自己金融優遇政策はかつて日本でも法人税の資金調達上の問題を理由のひとつとして、減価償却・引当金・準備金・税額控除・減税などを通じて行われたが、これらはすべて上述の「プラン」における投資優遇政策とほとんど重複する。

しかし富裕税の場合も企業の資金調達方法に全く中立ではない。先の例で言えば同じ75万Fの純投資でも納税額が39万3,750Fで済む場合と40万5,000Fを払わなければならない場合の両方が有り得る。前者の場合は負債調達の場合である（純資産は75万F分少ない）。後者の場合は、個人企業主の消費、法人の役員報酬、株主配当を削減し、留保利潤を形成、あるいは支配的株主の増資にあて、これを投資にあてる場合である。しかし自己資本に税額控除が適用されると前述のように6万Fで済むが、これは負債調達の場合には適用されず、やは

り39万3,750Fを払わなければならない。したがってこのような税額控除は負債調達に比べ自己金融を優遇する⁹⁾。

注

- 1) 「フランスの第8次5か年計画」日本貿易振興会海外経済情報センター1979年9月 pp. 80-83, 121-123. またプランでは中小企業が雇用開発, 所得・地域格差是正の観点から重視されるだけでなく, 技術革新と競争の観点から中小企業の創出とその資本の増大の過程を経済発展の原動力と見なし, これに対する優遇措置を考慮している。同上 pp. 127-128.
- 2) 「1982~83年フランスの暫定経済計画概要」海外経済月報1982(5) p. 108. フランスにおける経済計画は石油危機等でその有効性が疑問視されつつあったが, 社会党政権はむしろ経済計画の再強化に向かった。社会党政権における「経済計画主義」(Planisme)の影響力を考慮すれば, 彼らが「プラン」の中に伝統的に盛り込まれてきた自己金融優遇政策を無批判に受容してしまった可能性が高い。結局自己金融優遇政策は, 政治的には, 左右両方の立場から異なる視点で擁護され得るのであり, ひとつは企業支配の維持という既得権益擁護の立場, もうひとつは利潤の「金融資本」に対する分配を極力縮小するという立場である。
- 3) Saint-Etienne [1990] pp. 137-172. 「自己資本」の充実のためには配当所得を優遇すればよいので, 日本やドイツのように二重税率方式による配当軽課を行えばよいはずである。ところが前述のようにフランスの法人税減税は留保利潤の減税が先行した。
- 4) Josette, Pilverdier-Latretey, *Finance d'entreprise*, 1990, p. 369.
- 5) 葉山滉 [1991] pp. 212-213.
- 6) Bobe & Llau [1978] p. 33. フランスでは金融市場が発達せず, 政府や政府系機関による優遇的融資の比率が大きかった。60年代末から銀行が融資の主役になるが, ここにも政府系金融機関や, フランス銀行による手形割引が深く結びついていた。80年代初頭にもまた利子補給が盛んに行われた。したがって政策金融以外は極端な資金不足となる。Saint-Etienne [1990] pp. 175-182.
- 7) 「フランスの「第7次経済計画に関する政府の予備報告」について」海外経済月報1975(9) p. 69.
- 8) また経済理論も自己金融優遇に傾く。第6次(1971-1975)・第7次(1976-1980)経済計画にも採用された計量モデルFIFIにはCourbisの自己金融志向型企業行動理論(加速度理論における利潤志向に対するところの)が生かされている。彼は成長率が停滞するほど高めに維持しなければならない均衡自己金融率の制約の下で, 競争にさらされていない(価格決定力がある)部門の場合は投資が企業貯蓄水準を決め, 競争にさらされている(価格決定力がない)部門の場合は企業貯蓄水準が投資を決めると考える。また企業規模が小さくなるほど自己金融の制約を受けやすい。R. Courbis, "Le comportement d'autofinancement des entreprises" *Economie*

Appliquée, 21(3-4), 1968.

- 9) 確かに予算案の動機では、純投資の自己資本増加額分の税額控除を規定する予算案第7項は雇用を促進する投資の助長のための措置と位置づけられている。しかし議会の財政委員会の報告では投資と雇用の結びつきに疑問を呈する意見に対し、両者の間に自動的な関係はないことを認めている。その一方でこの措置は負債の助長を抑制し、自己金融による投資を促進することを指摘している。Rapport de M. Pierret, Rapporteur général, au nom de la commission des finances, pp 44-46. *Journal Officiel, Assemblée Nationale, Documents Parlementaires*, n° 470, 1981.

6. 自己金融優遇政策の功罪

最後にこのように事業資産免税の背景となり、社会党政権が税制に要求した自己金融優遇政策の成果について総括しておく。ミッテラン政権の政策変更については、それ以前の保守政権が実現できなかった賃金の物価スライド制の克服と企業減税が重要である。その結果インフレ抑制が実現したが、それ以上に社会党政権のもとで実質賃金率・労働分配率の低下とともに利潤分配率が上昇していったことが重要である。これは企業粗貯蓄・自己金融率の上昇をもたら

(表10) 利潤分配率 ($M=X/V$)・投資率 ($I=K/V$)・自己金融率 ($A=S/K$)
《X: 営業粗余剰/V: 付加価値/K: 投資/S: 粗貯蓄》

	1982	1983	1984	1985	1986	1987	1988	1989	1990	1991	1992
M	25.6	26.1	27.5	28.4	31.0	31.9	33.2	33.5	32.4	32.1	32.3
I	18.4	17.3	16.6	16.9	16.9	17.6	18.2	18.7	18.9	18.3	16.9
A	57.6	64.1	74.4	75.7	94.0	94.6	104.2	96.9	88.9	94.6	105.9

(出所) INSEE [1993], p. 94.

(表11) 企業の貸借対照表

(百万F) 貸方	1985	1986	1987	1988	(百万F) 借方	1985	1986	1987	1988
投資	332.6	377	414.9	469.5	粗貯蓄	237.9	329.6	345.1	385.5
在庫変動	-20.5	-1.3	21.2	29.5	純資本移転	10.3	17.3	18.6	22.8
流動資産	13.0	20.0	20.4	35.0	株式債券	105.9	217.0	211.4	202.3
株式債券	64.6	93.8	164.3	274.3	短期信用	98.0	-128.4	38.5	88.9
調整項目	-9.3	6.3	3.6	6.8	長期信用	23.6	54.0	100.9	147.0
					譲渡性手形	-7.1	6.3	-90.1	-31.4

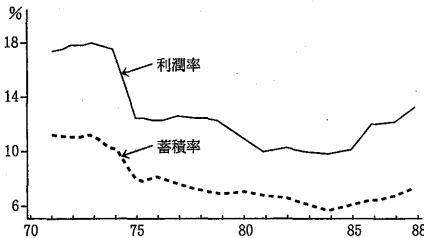
(出所) INSEE [1989], p. 26.

した(表10)。他方で自己金融に加えて新株発行の増大も確認される(表11)。

利潤分配率・自己金融率の回復にもかかわらず投資の停滞(表10)はなかなか克服されなかったが、これらは周辺諸国の需要の回復を待たなければならなかったものと解されていた。しかし外国のフランスに対する需要の増大は84年・87年・88年には大きかった。ただ輸出の増大は84年以降これを常に下回っている。競争力低下の背景として設備の老朽化が考えられる。設備破棄率は1970年から1976年まで6%から7.5%に上昇したが石油危機以後は例年約4%で停滞し、労働生産性の低下(2.4%=5.7%(1960—1974)−3.3%(1975—1985))のうち0.3%は設備の老朽化によるものとされている。利潤の回復により投資は1987—1988に再び活発となったが、それでも88年に80年の水準にようやく追いつき、この間OECD諸国は1/3ほど増大している¹⁾。

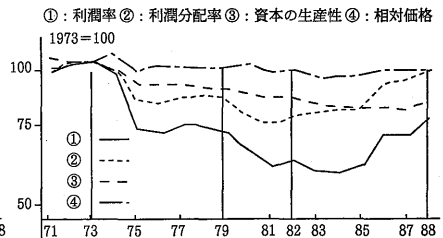
他方で企業は増加した利潤を実物投資よりも金融投資に回している。銀行は企業の自己資本に対する一定比率まで貸し出しを行う。企業は自己金融率増大とともに資金需要は低下するはずである。ところが実際には低下分を上回る負債を起し、これを債権・証券保有に充てている(表11)。フランスでは1987年と1989年に株式暴落があった。それによる膨大な損失は法人税の繰り延べ・繰り戻しによりキャピタルロスによる損失(短期)の相殺として処理することを可能にする。しかしこのような投機的保有の助長が望ましいかどうかについては議論の余地がある²⁾。

(図1) 蓄積率と利潤率の推移



(出所) INSEE [1989]. p. 63.

(図2) 利潤率の構成要素



(出所) INSEE [1989]. p. 66.

蓄積率（粗投資／前年度資本）は利潤率（営業粗余剰／生産資本）とほぼ対応した動きを示している（図1）。後者は利潤分配率（営業粗余剰／付加価値）×資本の生産性（付加価値／資本の実質値）×相対価格（付加価値／資本の価格水準比）と分解できるが、80年代の利潤率の回復は停滞する資本の生産性を利潤分配率の上昇で克服したものであった（図2）³⁾。

注

- 1) INSEE [1989], p. 46. Henry, Lerouz et Muet “Capital, travail et progrès technique” Jeanneney, J.-M. (dir.) *L'Economie Française depuis 1967*, 1989, p. 203.
- 2) 当然のことながら株式保有は投機的保有とともに企業規模拡大目的の保有も含まれている。「指導的持株会社」規定に見るように後者も政策的に推進されている。またこのような企業の株式保有は新株発行の隆盛とともに、80年代半ば以降のフランス金融市場の自由化を背景とする。政府は自ら債務調達のため金融革新を指導した。金融政策は信用規制から利子率操作に移行し、企業に対する差別的資金供給が困難となってきた。Saint-Etienne [1991] pp. 194-196.
- 3) INSEE [1989], pp. 57-66.

7. 結 び

1981年5月に社会党政権が登場した際、従来の資本蓄積優遇税制に基づく所得と資産の不公平、および石油危機以降長く続く不況に対し、抜本的な改革が期待された。新たな革新的経済政策は、生産活動の刺激と社会的な公平を2本柱とするものでなくてはならなかった。この新たな経済政策の税制面における核とされたのが、富裕税に他ならない。

しかし彼らの経済政策は、看板はともかくとして、従来の経済政策と本質を同じくするものであり、そのことは経済政策の現実主義的転換より、理論においては水平的公平と効率性を目指していたにも拘らず、現実には表面的な垂直的公平が多くの免税措置により損われたものとなった。特に、以前から、すなわち政権樹立当初においてもあてはまる。富裕税に関しては事業資産の取扱が要点であった。社会党政権が伝統的に経済計画に盛り込まれてきた自己金融優

遇政策の主張を無批判に受容した点が致命的であった。事業資産の免税はこの自己金融優遇政策の一環としてみなすことができる。事業資産の免税によって富裕税が実現すべきであった2大目的—クロスチェック機能や労働と資本の間の不公平の是正による税体系の公平性の高まり、不生産的資本の生産的転換による生産性・効率性の向上—は、ほとんど達成されなかった。それどころか社会党政権の経済政策は、生産・投資ではなく、投機的活動を助長するという、期待とは逆の皮肉な結果をもたらしたのである。結局、担税力の源泉における把握により、資本を労働に対して重課しようとするとき、そこに資本の源泉の増大=家計・企業貯蓄の控除という論理を持ち込むならば、それは中途半端なものにならざるを得ない。

このような富裕税の改革については議会の Hollande 報告¹⁾で検討されたが、全面的な改革は回避された。企業の租税負担の軽減は社会党政権・保守連合政権の両者を通じて一貫しているが、保守連合政権下では留保利潤と配当利潤の法人税率がそろえられた。しかし富裕税の事業資産免税問題には手をつけられてはいない。

注

- 1) Rapport d'information par la commission des finances' de l'économie générale et du plan sur la fiscalité du patrimoine. *Journal Officiel, Débats Parlementaires, Assemblée Nationale*. no. 1415. 6 juin 1990.

参 考 文 献

- Allais, Maurice, "L'impôt sur le capital" *Droit Social*, 29 pp. 465-544, 1966.
 Allais, Maurice, *L'impôt sur le Capital et la réforme monétaire*, 1977.
 Allais, Maurice, *Pour la réforme de la fiscalité*, 1991.
 Babeau, André, "L'expérience française d'impôt sur les grandes fortunes (I. G. F) 1982-1986" *Revue d'Economie Politique*, 97(3) 1987 mars.
 Bacrot, C., Bravard, J., Noémie, M., *L'impôt de solidarité sur la fortune*, 1989.
 Bobe, Bernard & Llau, Pierre, *Fiscalité et choix économique*, 1978.
 Commission d' Etude d' un Prélèvement sur les Fortunes, *Rapport*, 1979.
 Conseil des impôts, 8^e Rapport, *Journal Officiel. Documents Administratifs*. 13

novembre 1986.

Fontaneau, Alain & Muet, Pierre-Alain. *Reflation & Austerity*, 1990.

Grosclaude, Jacques, *L'impôt sur la fortune*, 1976.

Grosclaude, Jacques "L'impôt sur les grandes fortunes 1982-1986" *Revue Française de Finances Publiques*, 22, pp. 83-100, 1988.

Hay, Jean-Loup "L'impôt général annuel sur le capital: soixante dix ans de débat pour cinq ans d'expérimentation" H. Isaia & J. Spindler, *Histoire du droit des finances publiques*, vol II, pp. 485-494, 1987.

INSEE, *Rapport sur les comptes de la nation 1988* [1989], 1991 [1992], 1992 [1993].

Laufenburger, Henry, *Revenu, Capital et Impôt*, 1950.

Martinez, J.-C. "L'imposition du capital dans la fiscalité française et Allemande" *Revue des Sciences Financières*, 69(3), 1977, p. 834-869.

Nizet, Jean-Yves, *Fiscalité, économie et politique*, 1991.

OECD, *Taxation of net wealth, capital transfers and capital gains of individuals*, 1988.

Philip. Loïc (dir.) *Dictionnaire Encyclopédique de Finances Publiques*, 1991.

Sandford, C. T. & Willis, J.R.M. & Ironside, D. J. *An annual wealth tax*, 1975.

Saint-Étienne, Christian, *Financement de l'économie et politique financière*, 1990.

Tournié, Gérard, *La politique fiscale sous la 5^e république*, 1985.

Uri, Pierre, *Changer l'impôt, pour changer la France*, 1981.

篠原正博「フランスの富裕税」レファレンス 1992年4月 pp. 94-106.

葉山 滉「現代フランス経済論」日本評論社 1991年。

森 恒夫「フランス資本主義と租税」東大出版会 1967年。

吉森 賢「フランス企業の発想と行動」ダイヤモンド社 1984年。